

10月からの介護保険制度 保険給付の見直し

これまでの介護保険施設入所者と在宅者との間にあった不公平感を解消するため、10月からは入所者等に関する制度改定が実施されます。その一方で、低所得者に対する軽減措置も図られています。



社会福祉法人による 制度の運用改善

問い合わせ
■介護保険課 ☎72-6121
✉kaigo@city.ishikari.hokkaido.jp

特別養護老人ホーム訪問介護・通所介護・短期入所生活介護の各サービスは、運営主体となる社会福祉法人等が利用者負担を軽減した場合、国や地方自治体がその費用の一部を公費で補う仕組みがあります。

10月からの制度改正では、
「利用者負担新第3段階」（広報9月号28ページ）で紹介のうち、所得の低い方がこの軽減の対象となるよう、その年収要件を150万円に引き上げるなど、運用改善が行われます。

制度見直しのポイント

① 対象者の要件
市民税世帯非課税者であつて、次の要件をすべて満たす方のうち、その収入や世帯状況、利用料負担などを総合的にみて、市が「生計が困難」と認めた方が対象者となります。

○年間収入が単身世帯で150万円、

世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
○預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
○預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

○日常生活に使う資産以外に、活用できる資産がないこと
○負担能力のある親族等に扶養されていないこと
○介護保険料を滞納していないこと

○介護保険料を滞納していること
○市民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯（単身世帯は含まない）

○世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」・「ユニット型準個室」または「従来型個室」に入り、「利用者負担第4段階」の居住費・食費の負担を行っていること

○世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、居住費・食費の年額合計）を除いた額が80万円以下となること

○世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
○日常生活に使う資産以外に活用できる資産がないこと
○介護保険料を滞納していないこと

制度見直しのポイント

対象者の要件
次の要件をすべて満たす方となります。

○市民税課税者がいる高齢夫婦等の世帯（単身世帯は含まない）

○世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」・「ユニット型準個室」または「従来型個室」に入り、「利用者負担第4段階」の居住費・食費の負担を行っていること

○世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、居住費・食費の年額合計）を除いた額が80万円以下となること

○世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
○日常生活に使う資産以外に活用できる資産がないこと
○介護保険料を滞納していないこと

旧措置入所者の 負担軽減

介護保険法の施行（平成12年4月）前措置制度のときから継続的に特別養護老人ホームに入所されている方については、措置制度のときの負担水準を超えることがないよう負担軽減措置を講じてきました。

高齢夫婦世帯等の 居住費・食費の軽減

10月からの「利用者負担第4段階」の場合でも、高齢夫婦一人暮らしで一方が個室に入った場合に、在宅で生

下となること
○世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
○日常生活に使う資産以外に活用できる資産がないこと
○介護保険料を滞納していないこと

○世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、居住費・食費の年額合計）を除いた額が80万円以下となること

○世帯の預貯金等の額が450万円以下であること
○日常生活に使う資産以外に活用できる資産がないこと
○介護保険料を滞納していないこと

実質的に負担軽減を受けていない方（施設介護サービスの利用者負担割合が10%の方）の場合
一般の入所者と同様の利用者負担となりますが、所得の低い方は一般の所得の低い方に関する施策により負担軽減が図られます。

あなたの声を活かすしくみ パブリックコメント

意見募集!!

「平成17年度事業評価（試行）の 作業中間報告」について

とその理由

法についての意見とその理由

石狩市では、平成13年度から市役所が実施する事務事業について、その有効性・必要性、事業内容の妥当性などの観点から結果を振り返った事業評価を実施しています。

今年度は、平成16年度実施事業のうち20件を対象とする「平成17年度事業評価（試行）」の作業中間報告（評価シート）について、次のような意見を募集します。

① 対象事業の担当課評価についての意見（評価が甘い・辛い、今後の方向性についての提案など）

とその理由
法についての意見とその理由
この評価は、今年も市役所だけではなく、作業の中間段階の状況（担当課段階での評価）を公表し、市民の皆さん「私たちの意見を参考しながら、担当部長（二部の事業は市長段階）で決定し、その結果を市民の皆さんにお知らせします。

【提出先・問合せ】
〒061-3292
石狩市花川北6条1丁目30-2
石狩市役所企画財政部
行政経営推進室
参事（事業評価担当）
☎0133-72-3633
☎0133-75-2275
✉g-keiei@city.ishikari.hokkaido.jp

【提出方法】
氏名・連絡先を明記の上、郵送・文書持参・ファックス・Eメール・録音テープのいずれかで提出してください。
意見はどなたでも提出できます。

【提出期限】
10月31日（月）必着
※意見の検討結果は、平成18年3月下旬に公表する予定です

| 平成17年度は下記の20事業を評価しました。 | | | | | |
|------------------------|-------|---------------|-----|-------|------------------|
| No. | 事業担当部 | 対象事業 | No. | 事業担当部 | 対象事業 |
| 1 | 企画財政部 | NPO推進事業 | 11 | 保健福祉部 | はまなす保育園地域交流事業 |
| 2 | | 男女共同参画推進事業 | 12 | | くるみ保育園地域交流事業 |
| 3 | | 行政評価推進事業 | 13 | 経済部 | 商工会議所経営改善普及事業 |
| 4 | 生活環境部 | 交通安全推進委員会補助事業 | 14 | 水道部 | 水道事業PR・情報提供事務 |
| 5 | | 記念保護樹木保護事業 | 15 | 教育委員会 | 小学校教育用コンピュータ整備事業 |
| 6 | | 資源回収団体奨励事業 | 16 | | 中学校教育用コンピュータ整備事業 |
| 7 | 保健福祉部 | 敬老会交付金支給事業 | 17 | | コミュニティセンター講座開催事業 |
| 8 | | 成人健康教育・健康相談事業 | 18 | | 不登校児童生徒適応指導事業 |
| 9 | | 訪問指導事業 | 19 | | 学校給食事業 |
| 10 | | 児童館運営事業 | 20 | | 総合学習等に関する相談・調整事務 |

※評価シートの入手方法 評価シートは、担当窓口・石狩市ホームページ・市役所1階情報公開コーナー・市掲示板「あいボード」でご覧いただけます。また、希望する事業名をご連絡いただければ、評価シートを郵送、またはファックスでお届けします